

## 11月はねんきん月間

11月30日(いいみらい)は  
年金の日

厚生労働省では「国民一人一人に「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢者の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、年金受給見込額について、様々なパターンの試算をすることもできますので、ぜひご利用ください。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)で確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。

### 関千葉年金事務所

☎043(242)6320

### 佐原年金事務所

☎0478(54)1442

## 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

平成28年中に納めた国民年金保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合も合わせて控除が受けられます。

## 国民年金保険料控除証明書が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、国民年金保険料控除証明書を添付する必要があります。1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が郵送されます。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、翌年2月上旬に郵送されます。

問ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-003-004

050から始まる電話でかける場合 ☎03-6630-2525

受付期間 11月1日(火)～平成29年3月15日(水)

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝休日(第2土曜日を除く)と12月29日(木)～平成29年1月3日(火)はご利用いただけません。



## 平成29年度保育所(園)新規入所者を受付

平成29年4月以降に保育所(園)へ入所を希望する児童の申込を受け付けます。なお、継続入所(園)の方には、後日、各保育所(園)を通じて現況届の関係書類を送付します。

入所(園)できる児童は、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学
- ⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

※入所(園)希望児童が定員を上回る場合、入所(園)できないことがあります。

受付期間 12月1日(木)～16日(金)

※町外の保育所への入所を希望する方は、各市町村で別に定める締切があるため、期間前でもお早めにご相談ください。

申込用紙の配布場所 健康づくりセンター「プラム」、町内各保育所(園)

提出場所 健康こども課こども班(プラム内)、町内各保育所(園)

申問健康こども課こども班 ☎82-3400

